

### 第3回 中安小学校区・徳久小学校区 規模適正化協議会次第

と き 平成25年9月11日(水)  
午後7時30分～  
ところ 南光文化センター  
2階 第2・3会議室

#### 1. 開 会 (会長)

#### 2. 教育長あいさつ

#### 3. 審議事項等

##### 【議 案】

- (1) 議案第3号 校歌の制定方法について
- (2) 議案第4号 通学路・通学方法について
- (3) 議案第5号 地域連携校外学習及び地域交流事業について
- (4) 議案第6号 通学安全対策(見守り・声かけ活動)について
- (5) 議案第7号 新小学校の名称について

##### 【報告事項】

- (6) 報告第2号 学校行事について
- (7) 報告第3号 校則(学校生活のきまり)について
- (8) 報告第4号 児童会活動について

#### 4. その他

#### 5. 閉 会 (副会長)

議案第3号

校歌の制定方法について

南光地域に設置する新小学校の校歌を別添「校歌の制定方法」のとおり、その方針を決定する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

## 校歌の制定方法

## 1. 校歌の制定

## (1) 校歌制定の概要

校歌は、新小学校名の決定や校訓の制定などを経た上で、新小学校の理想などをうたい、校風を発揚するために制定するものであると考えています。

また、校訓は、新小学校において、教育上の理念・目標を教訓的な内容を言葉として成文化するものであるが、できる限り早い時期に歌詞の公募やその歌詞の作曲を専門家に依頼したいと考えています。

佐用町学校規模適正化推進計画により、地域ごとに町立小学校の校区を再編し新設される小学校の校歌を定めるため、南光地域に居住する住民から校歌の歌詞を公募し、専門家の助言を受け応募作品の中から一定数に絞り込み、調整会議において方針(選考)協議を経た上で、協議会において方針協議・決定し、教育委員会(専門家の助言を含む。)において決定したいと考えています。

## (2) 校歌の歌詞の公募及び決定方法

## ① 公募の方法等

佐用町小学校規模適正化推進計画において、将来、各地域(佐用・上月・南光・三日月)・1小学校とすることとしているので、その新小学校の校歌の歌詞を地域ごと(出身者・居住経験者・卒業生を含む。)に募集します。

公募の方法は、校歌の歌詞の募集チラシを町広報に織り込み、各戸に配布するとともに、町ホームページに掲載し広く公募します。

参考として、3小学校の校歌を応募チラシに掲載する(応募チラシの裏面に掲載)。

募集の期間は、約5か月間とし、事務局において応募内容を取りまとめます。

採用品及び優秀作品の作詞者には、表彰状と副賞を贈呈するものとします。

## ② 選考基準等

南光地域(将来の新小学校区・歴史・校訓など)の新小学校をイメージできるものであること。

自作で未発表の作品であること。

応募は、一人一作品とすること。

歌詞は、3番まで作詞し、応募用紙に記載すること。

応募作品は、原則として返却しないこと。

採用品の著作権その他一切の権利は、佐用町教育委員会に帰属すること。

採用作品に、若干の修正をする場合があること。

作品の著作権等について、第三者から意義申し立てや苦情などがあつた場合は、それらの費用負担(賠償等含む。)などを含め、応募者が対処するものとし、採用後においても同様とすること(採用後、この選考基準等に違反が認められる場合はその採用を取消すこともあること。)

応募者の個人情報、事務局において適切に管理し、他の目的には一切使用しないものとします。

### ③ 決定方法

事務局において応募作品を取りまとめ(専門家による絞込み含む。)、調整会議で方針協議を経て、その協議結果の方向性をもって協議会で方針決定し、佐用町教育委員会(専門家の助言を含む。)において決定します。

## 2. 校歌の選考・決定のスケジュール

時 期	内 容
できるだけ早い時期	募集開始
公募から約5か月後	募集締め切り
	応募作品の取りまとめ等
取りまとめ後	調整会議(方針協議)
	協議会(方針協議) ※ 決定は、教育委員会での審議による。
暦年中に制定	専門家に作曲を依頼する。 ※ 新小学校の開校後の卒業式に合唱できるよう制定する。

### 3. 校歌歌詞の公募・応募チラシの概要

#### 兵庫県佐用町（南光地域）新〇〇小学校の

（表面）

#### 「校歌の歌詞を募集」します。

平成〇〇年〇月に設置を目指す〇〇小学校の校歌の歌詞を、次の要領で募集します。

##### 【応募作品について】

- 南光地域（将来の新小学校区・歴史・校訓など）の新小学校をイメージできるものであること。
- 自作で未発表の作品であること。
- 応募は、一人一作品とすること。
- 歌詞は、3番まで作詞し、応募用紙（裏面）に記載すること。
- 応募作品は、原則として返却しません。
- 採用作品の著作権その他一切の権利は、佐用町教育委員会に帰属すること。
- 採用作品に、若干の修正をする場合があること。
- 作品の著作権等について、第三者から意義申し立てや苦情などがあつた場合は、それらの費用負担（賠償等含む。）などを含め、応募者が対処するものとし、採用後においても同様とする（採用後、この選考基準等に違反が認められる場合はその採用を取消すこともあること。）。
- 応募者の個人情報、事務局において適切に管理し、他の目的には一切使用しないものとする。
- 採用作品及び優秀作品の作詞者には、表彰状と副賞を贈呈するものとする。
- 参考：南光地域の3小学校の校歌の歌詞

##### 【応募締め切り】

- 平成〇〇年〇月〇日（△）（郵送は当日の消印有効）

##### 【応募方法等】

- 応募資格：佐用町南光地域に居住する者（出身者・居住経験者・卒業生を含む。）
- 応募用紙に必要な事項を記入の上、持参、郵送又はEメール送信するものとする。  
(Eメール送信の場合は、送信後、開庁時間内（平日、午前8時30分から午後5時15分まで）に佐用町教育委員会に電話すること。)

##### 【決定方法及び発表】

佐用町教育委員会が審査・決定し、採用（被表彰者）された歌詞及び作詞者の住所（都道府県・市町村名のみ）・氏名を町ホームページ及び町広報に掲載し発表とする。また、作詞者に直接連絡する。

##### 【応募・問い合わせ先】

〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用2600-2 佐用町教育委員会（校歌歌詞募集係）

TEL0790-82-2424 Fax0790-82-0120 E-mail kyoi-somu@town.sayo.lg.jp

兵庫県佐用町（南光地域）新〇〇小学校

（表面）

「歌詞応募用紙」

【歌詞：1番から3番まで】

【歌詞に込められた思い】

兵庫県佐用町（南光地域）新〇〇小学校

（裏面）

※ 必ず記載すること。

「歌詞応募者住所等」

氏名 ふりがな 年齢 歳 性別 男女

住所 じゅうしょ 〒 \_\_\_\_\_  
都道府県 市町村 番地

TEL（自宅： \_\_\_\_\_ 携帯： \_\_\_\_\_ ）

勤務先 きんむさき 〒 \_\_\_\_\_  
都道府県 市町村 番地

佐用町南光地域

出身者・居住経験者・卒業生の区分 「 \_\_\_\_\_ 」

（現在、〇〇地域に居住していない方のみ記入）

保護者名（応募者が高校生以下の場合に記入ください。）

氏名 ふりがな 年齢 歳 性別 男女 続柄

議案第4号

通学路・通学方法について

南光地域に設置する新小学校の通学路・通学方法を別添「通学路・通学方法」  
のとおり、その方針を決定する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和



## 通学路・通学方法

## 1. 通学路・通学方法等

## (1) 徒歩による通学

新小学校として使用する小学校へ徒歩通学している児童についても、徒歩通学による通学距離の基準を4kmから3kmに緩和することから、その新基準によりスクールバス等による通学に該当する児童が出てきますが、新基準に該当しない児童については、現在と同様に徒歩通学となります。

また、徒歩通学に該当する場合においても、集合場所までの距離が約1km以上あり、かつその間に民家等がないところについては、自宅から集合場所までの送迎(保護者等の協力が必要)に対して、距離に応じて助成をすることとします。

## ① 通学経路

新小学校として使用する小学校へ徒歩通学している児童で、集合場所から学校までの距離が徒歩通学新基準の概ね3km以内の場合は、現在同様の通学経路・方法となります。

また、通学距離が新基準の概ね3kmを超える児童、及び、現在、新小学校として使用する小学校へ通学していない児童については、別紙の通学経路により、スクールバス等による通学となります(学校等と協議し決定します。)

## ② 通学時間

現在の徒歩通学の時間を参考にすると、天候・学年等にもよりますが、1km・13分程度のペースで通学しています。

新基準が3kmに緩和されたことから、集合場所から学校までの通学時間は、40分程度と想定され、懇談会等において概ね理解を得ている45分以内で通学できるものと考えています。

## ③ 集合場所

集合場所は、各集落内に、原則、1か所としたいと考えていますが、集落内又は集落付近の主要国・県・町道において、集落から学校までの長短の距離の差が概ね2km以上ある場合は、集落内に複数箇所設置したいと考えています。

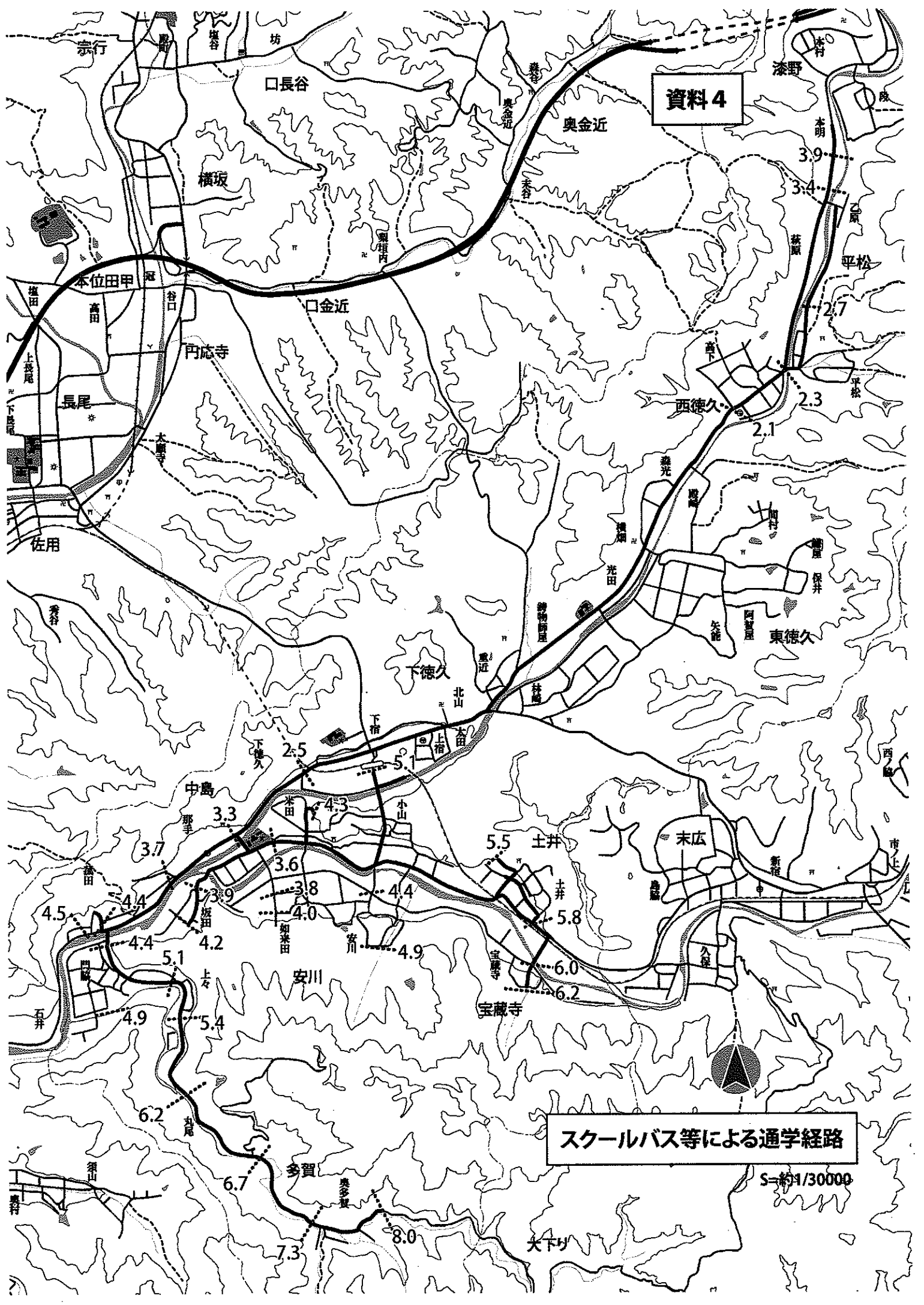
また、集合場所は、集落集会所や公共施設などが適当ではないかと考えています。

## (2) スクールバス等による通学

## ① 運行経路

集合場所から学校までの距離が徒歩通学新基準の概ね3kmを超える場合は、スクールバス等による2路線、運行距離の短い路線を2便運行したいと考えています。

また、現在、新小学校として使用する小学校へ通学していない児童等については、原則、スクールバス等による通学としたいと考えています。



資料4

スクールバス等による通学経路

S=約1/30000

別紙の通学経路のとおり(距離表示は、集落内の民家(居住の有無によらない。)から学校までを基準としています。)

## ② 運行時間

現在のスクールバス等による通学の時間を参考にすると、天候等にもよりますが、一番遠いスクールバス停から学校までの距離が約10km(10か所程度のスクールバス停)で、20分程度で運行しています。

新小学校として使用する小学校へ通学していない児童等については、原則、スクールバス等で通学することとなりますが、現在の運行同様に一番遠い集合場所から学校までの距離が約8km(10か所程度のスクールバス停を想定)であることから、20分程度で運行できるものと考えています。

2便運行する場合においても、最初のスクールバス停から2便目の学校への登校までの通学時間は、45分程度と想定しています。

## ③ スクールバス停

スクールバス停は、各集落の主要国・県・町道沿いに、原則、1か所設置したいと考えていますが、集落内又は集落付近の主要国・県・町道において、集落から学校までの長短の距離の差が概ね2km以上ある場合は、集落内に複数個所設置したいと考えています。

また、集合場所は、集落集会所や公共施設などが適当ではないかと考えています。

いずれも学校等と協議し決定します。

議案第5号

地域連携校外学習及び地域交流事業について

南光地域に設置する新小学校の地域連携校外学習及び地域交流事業を別添「地域連携校外学習及び地域交流事業」のとおり、その方針を決定する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

## 地域連携校外学習及び地域交流事業

### 1. 地域連携校外学習及び地域交流事業

#### (1) 趣旨

教育目標を実現するためには、学校や家庭のみならず、地域社会の果たすべき役割が非常に大きいといわれています。

新教育基本法第13条には「学校、家庭及び住民等の相互の連携協力」として、それぞれが子どもの教育に対して、自らの役割と責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要であると規定しています。

そうしたことから、家庭や地域社会の人々と学校の教育目標を共有し、子どもたちに多様な学習体験活動をさせるための地域との連携による校外学習を進めていきます。

また、それぞれの地域が有する自然、文化、歴史、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供するなど、子どもたちも地域社会の構成員として社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うための地域交流事業を進めていきます。

#### (2) 地域連携校外学習の具体

現在、中安小学校区・徳久小学校区のそれぞれにおいて、地域連携による次の校外学習が実施されています。

##### 【中安小学校区】

- 『4・5年生』 5月・田植え 10月稲刈り
- 『1・2年生』 7月・デイ利用者との交流(ほほえみ(岡尾医院))
- 『4・5・6年生』 7月・播磨園との交流
- 『3年生』 10月・大豆探検(栽培見学)
- 『3年生』 11月・ほたるの放流

##### 【徳久小学校区】

- 『1年生』 5月・サツマイモの苗さし・とうもろこし種まき 10月・収穫
- 『3・4年生』 5月・ひょうたん種まき 9月・収穫 10月・ひょうたん飾り
- 『3・4年生』 5月・ひまわり種まき
- 『3・4年生』 6月・ひまわり交流会(ひまわり畑探検・間引き作業(小宅小学校と交流))
- 『全校』 8月・ひまわり種まき(1人一鉢)
- 『1・2年生』 11月・昔遊び交流会

### 【新小学校区】（学年で分担など検討する。）

最終的には、学校経営方針に則り、新小学校長が決定するところですが、地域連携による校外学習内容、対象学年等の案を次のとおり提示します。

- 『1年生』 5月・サツマイモの苗さし・とうもろこし種まき 10月・収穫
- 『3・4年生』 5月・ひょうたん種まき 10月・収穫 11月・ひょうたん飾り
- 『3・4年生』 5月・ひまわり種まき
- 『4・5・6年生』 7月・福祉施設との交流
- 『3・4年生』 6月・ひまわり交流会（ひまわり畑探検・間引き作業）
- 『全校』 8月・ひまわり種まき（1人一鉢）
- 『1・2年生』 11月・昔遊び交流会
- 『3年生』 11月・ほたる放流

### (3) 地域交流事業の具体

現在、中安小学校区・徳久小学校区のそれぞれにおいて、地域づくり協議会等が主体となった大人と子どもの交流事業が実施されています。

#### 【中安小学校区】

- 『全学年』 7月・七夕会
- 『全学年』 9月・校区ふれあい運動会
- 『全学年』 10月・地域防災力強化訓練
- 『全学年』 11月・ふれあいグランドゴルフ
- 『全学年』 11月・三世代交流昔遊び・餅つき

#### 【徳久小学校区】

- 『全学年』 7月・ラジオ体操会
- 『全学年』 8月・夏祭り
- 『全学年』 8月・防災行事
- 『全学年』 9月・校区ふれあい運動会
- 『全学年』 10月・ふれあいグランドゴルフ
- 『全学年』 10月・収穫祭（餅まき・あまごっかみ）

#### 【新小学校区】

最終的には、学校の諸行事と調整し、新小学校長と協議の上実施することとなりますが、地域づくり協議会等が主体となった大人と子どもの交流事業として次のとおり提案します。

（地区に実施することも検討する。）

- 『全学年』7月・七夕会
- 『全学年』8月・夏祭り
- 『全学年』9月・校区ふれあい運動会
- 『全学年』10月・防災行事
- 『全学年』11月・ふれあいグランドゴルフ
- 『全学年』10月・収穫祭

### 参 考:三河小学校区地域連携校外学習及び地域交流事業

#### (1)地域連携校外学習

- 『全学年』5月・田植え 10月・稲刈り
- 『全学年』7月・三河っ子祭り
- 『6年生』7月・南光園との交流
- 『4年生』7月・いこいの家との交流
- 『5年生』8月・水生生物調査

#### (2)地域交流事業

- 『全学年』9月・三河校区ふれあい運動会
- 『全学年』11月・三世代交流グラウンドゴルフ大会
- 『全学年』11月ふれあい餅つき大会
- 『全学年』1月・三河校区防災行事
- 『歌舞伎クラブ』3月・子ども歌舞伎公演

議案第6号

通学安全対策（見守り・声かけ活動）について

南光地域に設置する新小学校の通学安全対策（見守り・声かけ活動）を別添「通学安全対策（見守り・声かけ活動）」のとおり、その方針を決定する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和



## 通学安全対策(見守り・声かけ活動)

### 1. 見守り・声かけ活動

#### (1) 目的

児童が登下校時に安全に登校・帰宅できるよう、地域の方々、PTA保護者等に「見守り・声かけ活動」を呼びかけ、子どもたちを交通事故や犯罪から守ることを目的とします。

#### (2) 組織及び実施内容等

原則、地域の状況に合わせ継続することが肝要ですので、現在の中安小学校区(中安地区)及び徳久小学校区(徳久地区)の組織及び実施内容等をボランティアの方に引き続き協力いただけるようお願いします。

##### 【中安地区】

##### ① 組織

特に組織化はしていませんが、自治会を中心に学校から登下校の見守りを呼びかけています。

##### ② 活動内容

##### ア. 登下校の見守り

登下校時に見守り活動を実施しています。

##### 【徳久地区】

##### ① 組織

地区組織やボランティアの方を中心に、登校時の朝の交通立ち番や下校時の見守り放送を実施しています。

実施人数(朝の立ち番・10名)

##### ② 実施内容

##### ア. 朝の交通立ち番

徳久小学校前のほか9箇所で、周辺住民のボランティアにより、交差点に立ち児童の安全確保を図っています。

##### イ. 下校時の見守り放送

徳久地区の住民に向けて、子どもの見守りを願う防災無線放送を実施し、子どもたちを事故や犯罪から守るための意識の啓発を行なっています。

議案第7号

新小学校の名称について

南光地域に設置する新小学校名の候補を、別添「新小学校名」のとおり決定する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

報告第2号

学校行事について

南光地域に設置する新小学校の学校行事を別添「学校行事」のとおり、その報告を確認する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

## 学 校 行 事

学校行事として、儀式的行事、学芸的行事、健康・安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労・生産的行事、児童会行事、PTA行事、対外的行事などがあります。

その他、学校評議員会、各種研究会、オープンスクールなど多様ですが、新小学校の年間の主な行事としては、次表のとおり行事等を考えることができます。

最終的には、新小学校長が決定します。

新小学校の主な行事等年間計画 (南光地域) (案)

月	儀式的行事	学芸的行事	健康・安全・体育的行事	遠足・集団宿泊的行事	勤労・生産行事	児童会行事	PTA行事	対外的行事
4	離任式・着任式・入学式・始業式		交通安全教室・検尿ぎょう虫卵検査・内科検診・身体測定・視力検査・聴力検査 耳鼻科検診・歯科検診・心臓検診・色覚検診・身体測定	新入生歓迎遠足 修学旅行・自然学校	校庭の除草(通年) さつまいも苗さし・ひょうたん種まき	委員会編成・集落児童会	授業参観・PTA総会・学級PTA・交通安全指導 授業参観	家庭訪問 引渡し訓練・保幼小交流活動
5			耳鼻科検診・歯科検診・心臓検診・色覚検診・身体測定					
6		席書大会	避難訓練・プール開き・身体測定・体力測定				リサイクル活動	小宅小学校との交流
7	終業式		身体測定		環境美化活動	集落児童会・地域クリン作戦	集落懇談会・授業参観・個別懇談	福祉施設訪問交流
8	登校日				ひまわり種まき		奉仕作業	緑の少年団・防災行事
9	始業式		ふれあい運動会・身体測定		校庭の除草	集落児童会	交通安全指導	夏休み作品展・郡陸上競技大会
10		町小中美術展	避難訓練・身体測定	校外学習			授業参観・講演会	
11		町音楽会	就学時健康診断・身体測定・駆け足開始	校外学習	ひょうたん仕上げ・収穫祭		リサイクル活動	オープンスクール・保小交流活動
12	終業式		校内持久走大会・健康診断・身体測定		環境美化活動	集落児童会・クリン作戦	学級懇談	昔遊び
1	始業式	書初め展	避難訓練・身体測定			集落児童会	交通安全指導・入学説明会	子ども会駅伝大会・震災行事
2		学習発表会	身体測定				授業参観・学級PTA	新1年生体験入学・他校交流
3	卒業証書授与式・修業式	6年生を送る会	身体測定		環境美化活動	集落児童会	新旧役員会	

報告第3号

校則（学校生活のきまり）について

南光地域に設置する新小学校の学校生活のきまりを別添「校則（学校生活のきまり）」のとおり、その報告を確認する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

## 校 則 (生活のしおり)

各小学校とも「校則」として規定するものはありますが、小学校へ入学する際「入学のしおり」として、集団教育を受ける上において、また集団生活を送る上での「小学校のきまりごと」があります。

新小学校においては、次に示す基準を参考に、新小学校長が「新小学校のきまりごと」を定めます。

### 1. 小学校

- 小学校は、「義務教育」の場です。
- 小学校は、「学習を中心とした集団生活(社会性や忍耐力が必要)」の場です。
- 小学校は、多くの友達と出会い多様な考えに触れ「より豊かな人格形成」を目指す場です。

### 2. 入学までの健康管理

- 健康管理に努め、運動制限・食事制限などがある場合は、必ず学校に連絡すること。
- 徒歩通学の場合は、歩くことに慣れさせるようよく歩かせる。
- スクールバス通学の場合は、一人で乗降できるようにすること。

### 3. 心と体の準備

#### (1) 子どもと保護者

##### ① 子ども

- 挨拶や返事が大きな声でできる。  
「おはよう」「さようなら」「はい」「いいえ」
- 「ありがとう」や「ごめんなさい」が言える。
- 素直に注意が聞ける。
- 自分の名前(ふりがな)がわかる。
- 自分の誕生日が言える。
- 生活に必要な基本的な数字が読める(時刻・日にち・出席番号など)。
- 自分の家族構成が言える。家の電話番号が言える。
- 自分の集落名が分かる。
- 身の回りのことができる。

(服の着脱、脱いだ物をたたむ、靴をそろえる、ぞうきんを絞る、トイレ(和式)が使える、洗髪、紐が結べる、痛みや困ったことを伝えることができる。)

##### ② 保護者

- 話を落ち着いて聞けるようにするため、子どもの話は目を見てゆっくり聞く。
- 自分のことは、なるべく自分でさせるように支援する(用意や片付け、整理整頓などを中心に)。
- 家を出る時刻の1時間前に起床させ、しっかり朝食をとらせ、排便の習慣を付ける(「早寝」・「早起き」・「朝ごはん」)。
- 学校給食に備えて、よい習慣を身につける(食事は20分以内に、何でも食べられるように、食事の前の手洗い、正しく箸をもつ。など)。
- 通学路(スクールバスの場合は、自宅とバス停間)を事前に歩き、危険箇所や交通ルールなどを教える。
- 持ち物に名前を書くこと。
- わからないことを聞けたり、相談できたりする人間関係を大切にすること。

#### 4. 入学準備物

##### (1) 服装について

服装については、新小学校の「制服・帽子・靴等」の方針決定後記載することとします。

##### (2) 家庭で用意する物

- 通学用かばん(ランドセル・手さげ袋)
- 筆箱(箱型)、鉛筆(かきかた鉛筆(B又は2B)5本・赤鉛筆1本)
- 消しゴム(白・よく消えるもの)
- 定規(18cm程度)
- 座布団(防災座布団)・座布団カバー
- マスク袋(10cm×10cm程度・スナップ留め)
- 歯磨きセット入れ(歯ブラシ・コップが入り、机の横に掛けられるもの)
- 粘土ケース・粘土板・粘土ペラ(保育園・幼稚園で使用していたもの)
- 置き傘(1本)
- 上靴入れ
- ぞうきん(2枚)

##### (3) 学校で準備するもの(一括購入し後日集金します。)

- 名札(1年生用・入学時に購入します。) ○ ノート(国語・算数・自由帳) ○ 整理かご
- ファイル ○ 連絡バック ○ 書き方ペン ○ クレパス ○ クーピー ○ 粘土
- セロテープ ○ のり ○ 硬筆用下敷き(6年間使用) ○ 防犯ブザー・ブザー用掛けひも
- (PTA) ○ 熊鈴

#### 5. 保健関係



(1) 朝の健康観察

- 元気はあるか(寝起きの様子) ○ 顔色はよいか ○ 便は出たか ○ 熱はないか ○ 皮膚に発疹はないか ○ 食欲はあるか

(2) 定期健康診断

- 異常があれば随時お知らせしますので、早めに受診してください。特に虫歯はきちんと治療しましょう。

(3) 保健調査カード(6年間使用)

- 保健調査カードに体の様子や緊急連絡先(あれば、携帯電話番号も記入します。)を記入します。
- 毎年4月に返しますので、健康状態や変更内容を記入します。

(4) 日本スポーツ振興センター

- 学校での災害(登下校時の怪我を含む。)に対して、医療費の給付が受けられる共済制度があります。受診された場合は、ご連絡をお願いします。

(5) 欠席届

- 学校を休む場合は、欠席届(様式あり)を提出します。この欠席届は、兄弟や近所の児童へことづけます(できない場合は、学校へ必ず電話をします。)

(6) 出席停止

- 次の感染症にかかった場合は、他の児童への感染を防ぐため、医師の診断により出席停止になります(欠席扱いにはなりません。)。また、佐用町内の病院に限り、「学校等感染症患者発生〔就学可能・治ゆ〕報告(様式あり)」を無料で書いていただけます。

(7) 早退時の迎え

- 体調不良により途中で早退するときは、学校から連絡がありますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。

(8) 下着の貸出

- 下着や靴下を汚した場合は、新しいものをはかせて帰らせますので、新しいものをお返してください(みんなが気持ちよく利用できるようご協力ください。)

(9) 食物アレルギーに関するお願い

- 食物アレルギーがあり、給食において注意する必要がある場合は、事前にお知らせください。

(10) 学校給食費について

- 学校給食費については、別途、学校給食センターから「学校給食費の口座振替の実施について」依頼があります。

報告第4号

児童会活動について

南光地域に設置する新小学校の児童会活動を別添「児童会活動」のとおり、その報告を確認する。

平成25年9月11日提出

中安小学校区・徳久小学校区規模適正化協議会  
会長 門元 誠 和

## 児童会活動

### 1. 児童会活動

#### (1) 目標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### (2) 組織及び活動

目標を実現するために、次の組織を置き、活動します。

##### ① 代表委員会

構成：6年生・〇名 3年生以上の学級代表・各2名 各委員会委員長・4名

毎月1回代表委員会を開催します。

##### ② 集会活動

異学年の児童が集う会を、委員会が中心となって自主的に計画・運営し、その活動を通して学校生活の充実を図ります。

##### ④ 各種委員会

4年生から6年生の児童により組織する各種委員会を毎月1回開催し、次の事項を協議します。

#### 【組織例】

- 図書掲示委員会：学校図書の点検・貸出や各種委員会からの広報などを掲示します。
- 報道委員会：学校放送の全般を企画・実施します。
- 環境委員会：掃除用具の点検・整備や園芸施設の管理・運営を行います。
- 健康・体育委員会：朝の健康チェック、給食の献立表の作成や遊具の点検などを企画・実施します。